令和5年度事業実績及び令和6年度事業予定

公共交通特定事業

事業名	事業計画	事業量	事業期間	令和５年度 事業予定⇒【実績】（３月末時点）	令和６年度 事業予定
鉄道事業	①定期的なバリアフリー設備の点検	年12回	【継続】	昇降設備（エレベーター・エスカレーター）法令点検　12回（月1回） ⇒【12回】	昇降設備（エレベーター・エスカレーター）法令点検　12回（月1回）
	②バリアフリーやサービスについての勉強会等	年12回	【継続】	平塚駅サービス勉強会　12回（月1回） ⇒【12回】	平塚駅サービス勉強会　12回（月1回）
	③サービス介助士の資格取得の推進	毎年	【継続】	平塚駅社員のサービス介助士資格取得の推進 ⇒【１人】	平塚駅社員のサービス介助士資格取得の推進
バス事業	①ノンステップバスの導入	6両	【令和７年度まで】	2両（下期導入予定） ⇒【2両】（3月20日、28日）	5両（2025年2月、3月予定）
	②利用環境の向上	随時	【令和７年度まで】	実施に向けて検討中 ⇒【実績なし】	実施に向け検討中
	③④社員教育の実施	年１回以上	【継続】	1回以上（月次教育で実施（座学）） また、高齢者疑似体験、車いす利用のお客様への対応に関する体験教育を実施予定。 ⇒【月次教育の実施】（毎月実施） 障がい者の特性と基本の接遇方法 障がいや多様性の理解と声掛けの必要性 高齢者の特性の理解と接遇方法 公共交通を利用する際に困難のある方（妊産婦、病人等）への接遇方法 【体験による教育】（年4回実施） 車いす、視覚障がい者等介護技術の実習 障がい、高齢者疑似体験	1回以上（月次教育で実施（座学）） また、高齢者疑似体験、車いす利用のお客様への対応に関する体験教育を実施予定。
タクシー事業	①UDタクシーの導入	３５台	【令和７年度まで】	平塚市内事業者 （追分交通㈱・江南交通㈱・平塚交通㈱・富士見交通㈱） →各社1台 （日本交通横浜㈱・神田交通㈱） →各社2台 （神奈中タクシー㈱） →3台 ⇒【神田交通　ジャパンタクシー1台、日産セレナ1台　富士見交通㈱ジャパンタクシー1台、神奈中タクシージャパンタクシー1台】	平塚市内事業者 （追分交通㈱・江南交通㈱・平塚交通㈱・富士見交通㈱・日本交通横浜㈱・神奈中タクシー㈱・神田交通㈱） →各社2台
	②情報の共有、各社の連携	随時	【継続】	平塚市内事業者による平塚地区会での各社の情報の共有、連携を随時実施 ⇒【12回】	平塚市内事業者による平塚地区会での各社の情報の共有、連携を随時実施
	②乗務員教育の実施	年12回	【継続】	月1回の法令で定められた乗務員教育の実施 ⇒【12回】	月1回の法令で定められた乗務員教育の実施

道路特定事業

経路番号 路線名	事業計画	事業量	事業期間	令和５年度 事業予定⇒【実績】（３月末時点）	令和６年度 事業予定
1 国道1号	①交差点部のバリアフリー化	１式	【令和7年度まで】	・現況でのEVの設置検討 ・現況での斜路付き階段の設置検討 ⇒【経過観察】	・現況でのEV及び斜路付き階段の設置検討 ・崇善小学校前交差点巻込部改良
	②歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、適切な歩道の維持管理に努めます。 ⇒【適切な歩道の維持管理に努めました】	引き続き、適切な歩道の維持管理に努めます。
	③不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	引き続き、歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。 ⇒【不法占用物等に対する指導及び撤去に努めました】	引き続き、歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。
2 県道61号（平塚伊勢原）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、適切な歩道の維持管理に努めます。 ⇒【適切な歩道の維持管理に努めました】	引き続き、適切な歩道の維持管理に努めます。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	引き続き、歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。 ⇒【不法占用物等に対する指導及び撤去に努めました】	引き続き、歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。
3 県道606号 （大島明石）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、適切な歩道の維持管理に努めます。 ⇒【適切な歩道の維持管理に努めました】	引き続き、適切な歩道の維持管理に努めます。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	引き続き、歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。 ⇒【不法占用物等に対する指導及び撤去に努めました】	引き続き、歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。
4 県道607号 （平塚港平塚停車場）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、適切な歩道の維持管理に努めます。 ⇒【適切な歩道の維持管理に努めました】	引き続き、適切な歩道の維持管理に努めます。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	引き続き、歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。 ⇒【不法占用物等に対する指導及び撤去に努めました】	引き続き、歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。
5 県道608号 （平塚停車場袖ケ浜）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、適切な歩道の維持管理に努めます。 ⇒【適切な歩道の維持管理に努めました】	引き続き、適切な歩道の維持管理に努めます。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	引き続き、歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。 ⇒【不法占用物等に対する指導及び撤去に努めました】	引き続き、歩道上の不法占用物等に対する指導及び撤去に努めます。

経路番号 路線名	事業計画	事業量	事業期間	令和５年度 事業予定⇒【実績】（３月末時点）	令和６年度 事業予定
6 駅前大通り線 （幹道31号）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【該当する案件はありませんでした。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
7 駅前通り線 （幹道47号）	①視覚障害者誘導用ブロック設置	110m	【令和7年度まで】	事業予定なし。（令和６年度以降実施予定）	110m実施予定
	②歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	③不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【通報やパトロールにより、指導を行いました。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
8 南町通東浅間線（幹道34号）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【該当する案件はありませんでした。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

経路番号 路線名	事業計画	事業量	事業期間	令和５年度 事業予定⇒【実績】（３月末時点）	令和６年度 事業予定
9 海岸南中線 （幹道43号）	①巻き込み部改修（ｾｰﾌﾃｨｺﾞﾑつきでない）	14箇所	【令和7年度まで】	3箇所予定 ⇒【3箇所】	事業予定なし。（令和７年度実施予定）
	②視覚障害者誘導用ブロック改修 （配置不足、ブロック無）	655m	【令和7年度まで】	51m実施予定 ⇒【83m】	事業予定なし。（令和７年度実施予定）
	③歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	④不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【通報やパトロールにより、指導を行いました。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
10 宝町通線（幹道30号）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【該当する案件はありませんでした。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
11 南町通り線 （幹道32号）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【通報やパトロールにより、指導を行いました。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

経路番号 路線名	事業計画	事業量	事業期間	令和５年度 事業予定⇒【実績】（３月末時点）	令和６年度 事業予定
12 東海道本通り線（幹道29号）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【通報やパトロールにより、指導を行いました。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
13 後谷八幡裏線（幹道28号）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【該当する案件はありませんでした。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
14 浅間町南原線（幹道20号）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【通報やパトロールにより、指導を行いました。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
15 浅間町3号線	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【該当する案件はありませんでした。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

経路番号 路線名	事業計画	事業量	事業期間	令和５年度 事業予定⇒【実績】（３月末時点）	令和６年度 事業予定
16 平塚駅花水線（幹道35号）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【該当する案件はありませんでした。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
17 八重咲町袖ケ浜線（幹道21号）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【通報やパトロールにより、指導を行いました。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
18 須賀久領平塚中学校線（幹道38号）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【該当する案件はありませんでした。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
19 三島神社後谷線（幹道36号）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【通報やパトロールにより、指導を行いました。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

経路番号 路線名	事業計画	事業量	事業期間	令和５年度 事業予定⇒【実績】（３月末時点）	令和６年度 事業予定
20 追分7号線	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【該当する案件はありませんでした。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
21 天沼宮松町線 （幹道59号）	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【該当する案件はありませんでした。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
22 見附町6号線	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【該当する案件はありませんでした。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。
23 見附町7号線	①歩道の適切な維持管理	随時	【継続】	引き続き、通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。 ⇒【通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修しました。】	通報やパトロールによって発見した、路面状態の悪い箇所を適宜補修します。
	②不法占用物等に対する指導及び撤去	随時	【継続】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。 ⇒【該当する案件はありませんでした。】	通報やパトロールによって発見した際には、道路法に基づき、指導を行います。 改善されない場合には、是正されるまで継続的に指導します。

都市公園特定事業

公園名	事業計画	事業量	事業期間	令和５年度 事業予定⇒【実績】（３月末時点）	令和６年度 事業予定
平塚市総合公園	①園内の適切な維持管理	随時	【継続】	主要園路の再舗装（不陸の解消） ⇒【終了】	園内駐車場の舗装整備
湘南海岸公園	①園内の適切な維持管理	随時	【継続】	園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切な維持・管理に努めます。 ⇒【園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切に維持・管理しました。】	園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切な維持・管理に努めます。

交通安全特定事業

事業名	事業計画	事業量	事業期間	令和５年度 事業予定⇒【実績】（３月末時点）	令和６年度 事業予定
交通安全特定事業	①交通安全施設の点検・補修	随時	【継続】	・交通安全施設（信号機・道路標識等）の点検整備を随時行い、緊急性、必要性の高い補修を優先順位を付けて実施する。 ・音響式信号機等の不具合については遅滞なきよう最優先で実施する。 ⇒【視覚障害者付加装置付信号機25基、音響式歩行者誘導不可装置付信号機14基、高齢者等感応付信号機10基を設置済み。 今後も要望のある箇所について、必要かつ設置可能箇所については検討する。】	交通安全施設（信号機、道路標識等）の点検整備を随時行い、緊急性、必要性の高い補修を優先順位を付けて実施する。 音響式信号機等の不具合については遅滞なきよう最優先で実施する。
	②違法駐車追放強化期間の実施	年2回	【継続】	・駐車監視員活動ガイドラインを拡充し違法駐車取締りを強化する。 ・違法駐車防止重点地域である平塚駅前エリアにおいて、取締り及び広報啓発活動を実施する。 ・本年に入り、長時間駐車中の車両に後方から進行してきた二輪車等が衝突する死亡事故が県下で多発していることから、取締りや広報活動を強化し不要な駐車はさせない環境作りをする。 ⇒【駐車監視員活動ガイドライン （最重点路線　1路線）（重点路線　7路線） （最重点地域　2地域）（重点地域　5地域） を指定し、駐車監視員による放置駐車違反取締りを実施した。】	駐車監視員活動ガイドラインを定期的に見直し、地域の実態に合わせた駐車取締り活動を実施する。 駐車監視員活動ガイドラインの最重点地域である平塚駅北口及び南口繁華街を中心に広報啓発活動を推進する。 道路管理者に対して、違法駐車をさせない道路環境づくり促進活動を推進する。
	②交通マナー向上のための広報、啓発活動の実施	随時	【継続】	・各季の安全運動期間中におけるキャンペーンを通じての広報啓発活動を実施する。 ・毎月1日 15日の交通安全日、安全運動期間中における通学路での児童見守り活動及びパトカーによる交通広報を実施する。 ・警察官が自転車に乗って街頭活動を実施する「湘南平塚サイクルポリス」を積極的に出勤させ交通マナーアップの広報啓発活動を実施する。 ⇒【交通安全講話64回、各種キャンペーン32回、通学路児童見守り活動及び街角アドバイス77回を実施した。】	各季の運動中におけるキャンペーンを通じて広報啓発活動を推進する。 1日、15日の交通安全日、各季の運動における交差点での通学児童見守り活動や街角アドバイス及びパトカーによる交通安全広報を実施する。 駅周辺や大型商業施設のデジタルサイネージを活用し、交通事故防止についての広報啓発活動を実施する。

教育啓発特定事業

項目	事業計画	事業量	事業期間	令和５年度 事業予定⇒【実績】（３月末時点）	令和６年度 事業予定
心のバリアフリー（理解、手助け、利用を妨げない、情報提供）	①福祉教育の推進	小中44校	【継続】	特別の教科　道徳や総合的な学習の時間を活用し、福祉教育を行ったり、委員会活動を通して福祉に関する啓発を行ったりする。 ⇒【特別の教科　道徳や総合的な学習の時間を活用し、福祉教育を行ったり、委員会活動を通して福祉に関する啓発を行った。】	引き続き、特別の教科　道徳や総合的な学習の時間を活用し、福祉教育を行ったり、委員会活動を通して福祉に関する啓発を行ったりする。
	②疑似・点字・誘導・手話体験の実施	年90回	【継続】	新型コロナの感染状況にもよるが、学校、地域、企業等から依頼時、年130回の予定 ⇒【６５回】	学校、地域、企業等からの依頼時に対応 年９０回の予定
	③ボランティア研修の実施	年3回	【継続】	生活支援コーディネートチーム構成員研修　３回 ⇒【３回】	生活支援コーディネートチーム構成員研修　３回
	④パネル展の開催	年３回	【継続】	・パネル展の開催⇒年3回 4月上旬の「発達障害啓発週間」、8月上旬の「ともに生きるかながわ推進週間」、12月上旬の「障害者週間」に実施するパネル展において啓発活動を行う。 ⇒【各週間でパネル展を実施しました。】	・パネル展の開催⇒年3回 4月上旬の「発達障害啓発週間」、8月上旬の「ともに生きるかながわ推進週間」、12月上旬の「障害者週間」に実施するパネル展において啓発活動を行う。
	④福祉ショップ「ありがとう」を通じた取組み	通年	【継続】	・福祉ショップ「ありがとう」を通じた取組み⇒通年 福祉ショップ「ありがとう」を通じた取組みを行う。 ⇒【庁舎内及びイベント等での出店を行いました。】	・福祉ショップ「ありがとう」を通じた取組み⇒通年 福祉ショップ「ありがとう」を通じた取組みを行う。
	④冊子等を活用した周知・啓発	通年	【継続】	・冊子等を活用した周知・啓発⇒通年 チラシを作成するとともに、市内各公共施設や障害サービス事業所等へ配架し、各種イベント等で配布する。 ⇒【啓発冊子等を市内公共施設等へ配架し、啓発グッズをはたちのつどい等のイベントで配布しました。】	・冊子等を活用した周知・啓発⇒通年 チラシを作成するとともに、市内各公共施設や障害サービス事業所等へ配架し、各種イベント等で配布する。
	⑤生活関連経路の巡回指導、啓発パンフレットの配布	年1回	【継続】	令和5年5月開催の商店会長会議において配布予定 ⇒【令和5年5月実施】	令和6年5月開催の商店会長会議において配布予定
	⑥活動事例の紹介及び取組依頼	年1回	【継続】	1回 商店会長会議で資料を配布し、各個店や商店街での取組を働きかけます。 ⇒【1回】 令和5年5月に開催した商店会長会議で資料を配布し、各個店や商店街での取組を働きかけました。	1回 商店会長会議で資料を配布し、各個店や商店街での取組を働きかけます。
	⑦生活関連施設等のバリアフリー情報の発信	37施設	【継続】	随時更新 ⇒【ひらつかわくわくマップの更新】	随時更新
	⑧バリアフリーマップの更新	随時	【継続】	随時更新 ⇒【ホームページに掲載しているバリアフリーマップの更新】	随時更新

その他の事業

項目	事業計画	事業量	事業期間	令和５年度 事業予定⇒【実績】（３月末時点）	令和６年度 事業予定
平塚駅周辺の移動円滑化	①施設管理者との協議	年1回	【継続】	1回 ⇒【1回】	1回
	②北口と南口を結ぶ歩行空間の確保についての協議	年1回	【継続】	1回 ⇒【1回】	1回
	②北口と西口を結ぶ歩行空間の確保についての協議	年1回	【継続】	1回 ⇒【1回】	1回
	③案内情報施設の設置についての協議	年1回	【継続】	1回 ⇒【1回】	1回
平塚駅周辺の駐輪対策	①自転車等駐輪場の整備	一式	【継続】	代官町第１駐輪場の改修 ⇒【改修完了】	事業予定なし
	②自転車利用マナーアップキャンペーンの実施	年7回	【継続】	７回 ⇒【７回】	７回
	③放置自転車の撤去	随時	【継続】	随時実施 ⇒【随時実施】	随時実施
歩行者の安全対策	①②生活関連経路における自転車走行環境整備	2.5km	【継続】	生活関連経路13　後谷八幡裏線　0.33［km］ 生活関連経路14　浅間町南原線　0.24［km］ （生活関連経路以外の路線でも設置予定） ⇒【生活関連経路13（0.33km）、生活関連経路14（0.24km）に矢羽根を設置。また、生活関連経路以外の4路線（1.95km)に矢羽根を設置。】	生活関連経路7　駅前通り線　0.6〔km〕 （生活関連経路以外の路線でも設置予定）
公共サイン	①駅周辺公共施設等案内サインの設置	7箇所	【継続】	駅南口エリア周辺への設置に向け、検討・調整を進めるとともに、ガイドラインの改訂を行う。 ⇒【駅南口エリア周辺への設置に向け、検討・調整を進めるとともに、ガイドラインの改訂を行った。】	駅南口エリア周辺への設置に向け、検討・調整を進める。
	①駅周辺公共施設等案内サインの修繕	適宜	【継続】	令和５年度は事業予定無し。	令和６年度は事業予定無し。